

農地法第3条許可申請に必要な書類 (受付締切日：毎月27日)

申請前に「受人世帯に遊休農地・違反転用がないこと」をご確認ください

1. 許可申請書……………3部

※申請当日は双方とも認印をお持ちください

2. 本人確認……………運転免許証、マイナンバーカード、 パスポート、運転経歴証明書

※運転経歴証明書は、平成24年4月1日以降に発行
されたもので、住所等が最新のものに限る

2. 事例に応じて必要な書類……………各1部

① 代理人が手続きする場合……………委任状、印鑑証明書

② 譲受人（借受人）が市外居住者の場合…（1）耕作証明書 （2）農地基本台帳の写し （3）住民票抄本（本籍が確認できるもの）

③ 譲受人（借受人）が新規営農者の場合…営農計画書

④ 申請地の登記事項の住所と現住所が異なる場合 ……………住所移転等が確認できる書類 （登記事項の住所から現住所までの移転が分かるもの） 例）住民票または戸籍の附票町名改正の場合、町名改 正証明書

⑤ 権利や仮登記等が設定されている場合……………受人の確認書 例）地上権、地役権、抵当権、差押など

⑥ 貸借の場合……………契約書の写し

契約書について

- ・契約書の様式は、農業委員会事務局にて参考様式を設置しております。
契約書を農業委員会で作成する場合は、ご相談ください。
- ・賃借権に基づく契約の場合、契約書2通分の収入印紙200円をご用意
いただきます。

⑦ 受人が法人の場合……………定款の写し

⑧ 申請地が未相続の場合（貸借に限る）……………被相続人の相続関係が確認できるもの 例）被相続人の出生から死亡までの戸籍謄本 法務局で発行する法定相続情報一覧図

※これ以外の書類の提出を求める場合がありますので、詳しくは事務局までお問い合わせ
下さい。

お問い合わせ：弘前市農業委員会 事務局 40-7104
岩木分室 82-1621
相馬分室 84-2111